

特定粉じん排出等作業実施届出書

堺市長 様

年 月 日

住所

届出者

氏名

(法人にあつては、その代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)			
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名				
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号		
	至 年 月 日	※受理年月日		
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿	※審査結果		
	2 石綿を含有する断熱材			
	3 石綿を含有する保温材			
	4 石綿を含有する耐火被覆材			
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。			
特定建築材料の使用面積	m <sup>2</sup>			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。			
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m <sup>2</sup> ( 階建) その他工作物	※備考	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の種類及び使用面積		1 吹付け石綿 …………… m <sup>2</sup> 2 石綿を含有する断熱材 …………… m <sup>2</sup> 3 石綿を含有する保温材 …………… m <sup>2</sup> 4 石綿を含有する耐火被覆材 …… m <sup>2</sup>
特定粉じん排出等作業の期間		年 月 日 ～ 年 月 日
特定粉じん排出等作業における措置		除 去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ( )
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法によりおこなうものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	種類・型式・設置数	
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	(1 時間当たりの換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		
排出水の処理	措置の内容	
	処理装置の設置場所	見取図のとおり
掲示板	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	見取図のとおり

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 (大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の 2 の表各項下欄) に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の手法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 措置の内容の欄には、措置の方法、処理装置の能力及び効率並びに散水量の最大値を記入すること。
  - 5 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図 (作業場の養生の状況を示す見取図) を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。
  - 6 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の 2 の表に規定する排出水を処理するための装置の設置場所及び同規則第 16 条の 6 第 1 号に規定する掲示板の設置場所を示す見取図を添付すること。